

# 宮崎県水辺環境調査実施要領

令和3年6月30日  
環境森林部環境管理課

(目的)

第1条 この要領は、宮崎県水辺環境調査実施要綱（令和3年6月30日環境管理課定め。以下「要綱」という。）第25条の規定により、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(水辺環境調査の事業内容)

第2条 水辺環境調査の事業内容は、「だれにでもできる五感を使った楽しい水辺の調査指導者用マニュアル（平成27年3月宮崎県環境管理課等策定）」に準拠する。

(水辺環境調査等の各機関の役割)

第3条 要綱において県が行うこととされている水辺環境調査等（水辺環境調査及び水辺の学習をいう。この条において同じ。）及び水辺環境調査指導者（以下「指導者」という。）に係る事務は、環境管理課、保健所及び衛生環境研究所が次のとおり行うものとする。

(1) 環境管理課

- ア 水辺環境調査等の総合調整、募集、教材の調達、結果のとりまとめ、情報発信（パネル展の実施を含む。）
- イ 保健所、市町村水質保全担当課、市町村教育委員会その他の機関に対し、水辺環境調査等への協力依頼
- ウ 市町村子ども育成連絡協議会及び国立・県立・私立小中学校に対し、水辺環境調査等への参加の呼びかけ
- エ 水辺環境調査指導者の登録、登録簿の公表、申請受理、審査、登録証の交付、取消し、派遣、経費の支給
- オ 水辺環境調査指導者育成研修（以下「研修」という。）の募集、実施

(2) 保健所

- ア 水辺環境調査等の実施主体（以下「実施主体」という。）への協力、教材の調達

(3) 衛生環境研究所

- ア 実施主体への協力、教材の調達
- イ 研修の実施

2 要綱において市町村が行うこととされている事務は、市町村水質保全担当課が行うものとする。

3 要綱において関係機関が行うこととされている水辺環境調査への協力は、県教育政策課、県教育事務所、県みやざき文化振興課、県河川課及び県土木事務所、県子ども会育成連絡協議会及び市町村教育委員会が行うものとする。

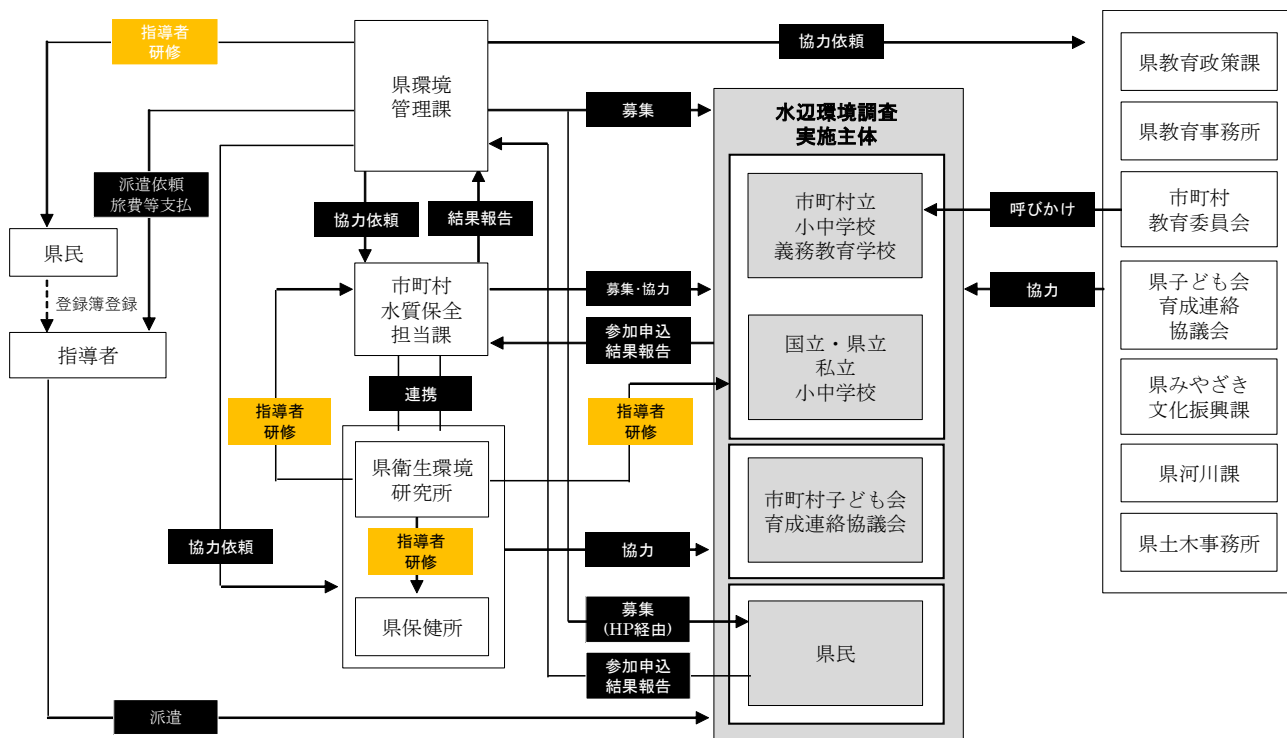


図1 各関係機関の連携体制

(水辺環境調査の申込み)

- 第4条 要綱第3条第1項第1号の規定による申込みは、様式第1による申込書により市町村水質保全担当課に事前に申し込むものとする。
- 2 市町村水質保全担当課は、前項の申込みがあったときは、速やかに環境管理課に様式第2の参加希望名簿を報告する。
- 3 要綱第3条第1項第2号の規定による申込みは、様式第3による申込書により環境管理課に事前に申し込むものとする。

(水辺環境調査の結果の報告)

- 第5条 要綱第4条第1項及び第3項の規定による結果の報告は、様式第4により行うものとする。
- 2 前項の報告は、前条第1項の規定により申込みを行った実施主体は市町村水質保全担当課に行うものとし、同条第3項の規定により申込みを行った実施主体は環境管理課に行うものとする。
- 3 市町村水質保全担当課は、前項の報告があったときは、実施主体から提出された様式第4の報告書を環境管理課に送付する。

(登録簿の様式)

第6条 要綱第8条第1項に規定する登録簿は、様式第5によるものとする。

(登録簿の登録事項及び公表)

第7条 要綱第8条第1項の規定によるその他の登録に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 研修の受講年月日
- (2) 派遣する地域

2 要綱第8条第2項の規定による公表は県のホームページ等で行うものとする。

(指導者の登録申請書の様式)

第8条 要綱第9条の規定による申請は、様式第6によるものとする。

(登録証の様式)

第9条 要綱第11条の規定による登録証は、様式第7によるものとする。

(派遣手続等)

第10条 要綱第14条第1項の規定により指導者を派遣しようとするときは、様式第8により指導者に対し依頼を行うものとする。

2 指導者は、前項の依頼を引き受けるときは、様式第9に記名の上、環境管理課に報告する。

3 環境管理課は、指導者を派遣したときは、謝金及び旅費を支給する。ただし、指導者が公務員である場合は、原則として謝金の支給は行わない。

(研修の実施)

第11条 環境管理課は、要綱第17条第1号及び第2号の規定による研修を衛生環境研究所に依頼する。

2 前項により依頼された衛生環境研究所は、研修に必要な教材を調達し、研修を実施する。

(研修の申込み)

第12条 要綱第19条の規定に基づく研修の申込みは、環境管理課に次のとおり行うものとする。

(1) 要綱第17条第1号に規定する市町村及び県の関係機関を対象とした研修は、様式第10によるものとする。

(2) 要綱第17条第2号に規定する小学校及び義務教育学校の教諭を対象とした研修は、様式第11によるものとする。

(3) 要綱第17条第3号に規定する県民を対象とした研修は様式第12によるものとする。

(水辺の学習の事業内容)

第13条 水辺の学習の実施内容は、「未来につなぐ水資源・水環境の保全推進啓発事業－水環境に関する総合学習－水辺の学習（平成28年2月宮崎県環境管理課等策定）」に準拠する。

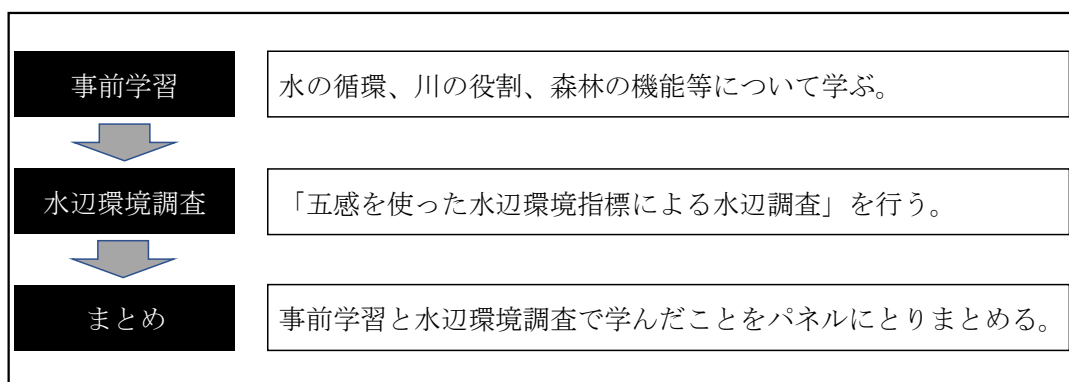


図2 水辺の学習の体系

(水辺の学習の申込み)

第14条 要綱第22条第1項の規定による申込みは、第4条第1項の規定による水辺環境調査の申込みとあわせて、様式第1により市町村水質保全担当課に事前に行うものとする。ただし、宮崎市内の小学校在希望するときは、宮崎市環境政策課に宮崎市政出前講座申込書を提出するものとする。

2 市町村水質保全担当課（宮崎市含む。この条及び次条において同じ。）は、前項の申込みがあったときは、速やかに環境管理課に様式第2の参加希望名簿を報告する。

(水辺の学習の結果の報告)

第15条 要綱第23条第1項の規定による結果の報告は、様式第4により市町村水質保全担当課に行うものとする。

2 市町村水質保全担当課は、前項の報告があったときは、実施主体から提出された様式第4の報告書を環境管理課に送付する。

(業務委託)

第16条 要綱第24条の規定に基づき県が県内で環境保全活動を行う団体（以下「受託団体」という。）に事務を委託するときは、第3条第1項第1号に規定する事務の一部を委託することができるものとする。この場合、「環境管理課」とあるのは「受託団体」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和3年6月30日から施行する。

様式第1（第4条、第14条関係）

小学校、中学校、義務教育学校、市町村  
子ども会育成連絡協議会、その他学校用

〇〇〇市町村水質保全担当課 御中

（送付票は不要です。）

「水辺環境調査」参加申込書

団体名	
責任者	
責任者連絡先	
参加者数 (指導者・引率者除く)	
調査予定河川名	
調査予定日	
「水辺の学習」の希望の有無 (いずれかに「○」を記入)	有 無

様式第2（第4条、第14条関係）

宮崎県環境管理課 行き

FAX 0985-38-6210  
E-mail kankyokanri@pref.miyazaki.lg.jp

（送付票は不要です。）

「水辺環境調査」参加希望名簿

1 市町村担当者

市町村名	
担当課	
担当者名	
電話番号	

2 参加希望団体

団体名	責任者氏名	参加者数	調査予定 河川名	調査予定日	水辺の学習 (実施は「○」)
計 団体		人			

宮崎県環境管理課 行き

FAX 0985-38-6210  
E-mail kankyokanri@pref.miyazaki.lg.jp

（送付票は不要です。）

「水辺環境調査」参加申込書

団体名	
責任者	
責任者連絡先	
参加者数 (指導者・引率者除く)	名
調査予定河川名 及び場所（市町村名）	
調査予定日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分

様式第4（第5条、第15条関係）

水辺環境調査結果

1 調査概要

団体名		参加者数	
責任者		連絡先(TEL)	
調査日時	令和 年 月 日 時	天気	晴れ    くもり    雨

2 調査地点の概要

河川名	
調査地点名	【例】〇〇橋付近、〇〇川との合流点付近、〇〇小学校付近
調査状況	<input type="checkbox"/> 昨年度と同じ場所で調査した <input type="checkbox"/> 昨年度と違う場所で調査した
水温	℃
川幅	m
生物採取場所	<input type="checkbox"/> 川の中心 <input type="checkbox"/> 上流から見て右岸 <input type="checkbox"/> 上流から見て左岸
水深	m
流れの速さ	<input type="checkbox"/> 速い(毎秒60cm以上) <input type="checkbox"/> 普通(毎秒30~60cm) <input type="checkbox"/> 遅い(毎秒30cm以下)
川底の状態	<input type="checkbox"/> 頭大の石が多い <input type="checkbox"/> こぶし大の石が多い <input type="checkbox"/> 小石の砂 <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> 砂と泥 <input type="checkbox"/> 泥 <input type="checkbox"/> こけ <input type="checkbox"/> その他
水のおい	<input type="checkbox"/> においは感じられない <input type="checkbox"/> においは感じられる
水の濁り	<input type="checkbox"/> 透明又はきれい <input type="checkbox"/> 少し濁っている <input type="checkbox"/> 大変濁っている

3 水生生物調査結果

複数の班が調査したときは、調査結果は代表して一つの班の結果を記入してください。

水質	生き物の名前	生き物の数	水質	生き物の名前	生き物の数
きれいな水	アミカのなかま		きたない水	イソコツブムシ(※汽水)	
	ナミウズムシのなかま			タニシのなかま	
	カワゲラのなかま			ニホンドロソコエビ	
	サワガニ			ヒル	
	ナガレトビケラ			ミズカマキリ	
	ヒラタカゲロウ			ミズムシ	
	ブユのなかま			タイコウチ	
	ヘビトンボ			サホコカゲロウ	
	ヤマトビケラ			カガンボ	
	ヨコエビ			合計	
	ヒゲナガカワトビケラ		と	アメリカザリガニ	

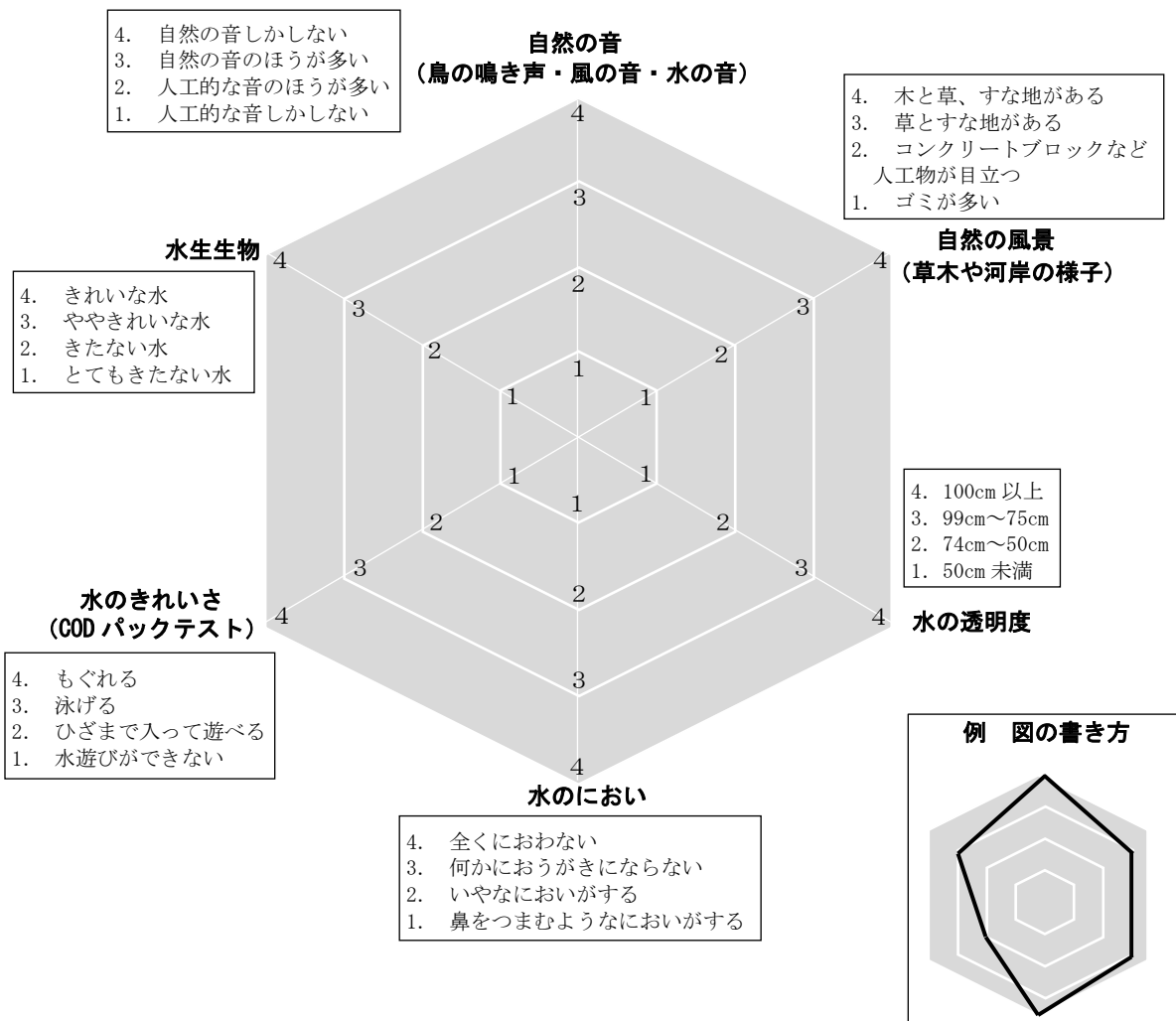


	ナベブタムシ			エラミミズ	
合計				サカマキガイ	
ややきれいな水	イシマキガイのなかま(※汽水)			セスジユスリカ	
	オオシマトビケラ			チョウバエのなかま	
	カワニナ			ゴカイ(※汽水)	
	ゲンジボタル			ハナアブ	
	コオニヤンマ			イトミミズのなかま	
	コガタシマトビケラ		合計		
	ヒラタカゲロウ		その他の生きもの		
	ヤマトシジミ(※汽水)		トンボのなかま		
	スジエビ(※汽水)		カゲロウのなかま		
合計			魚類		

※ 汽水は、河口など海と川の水が混じり合っているところ

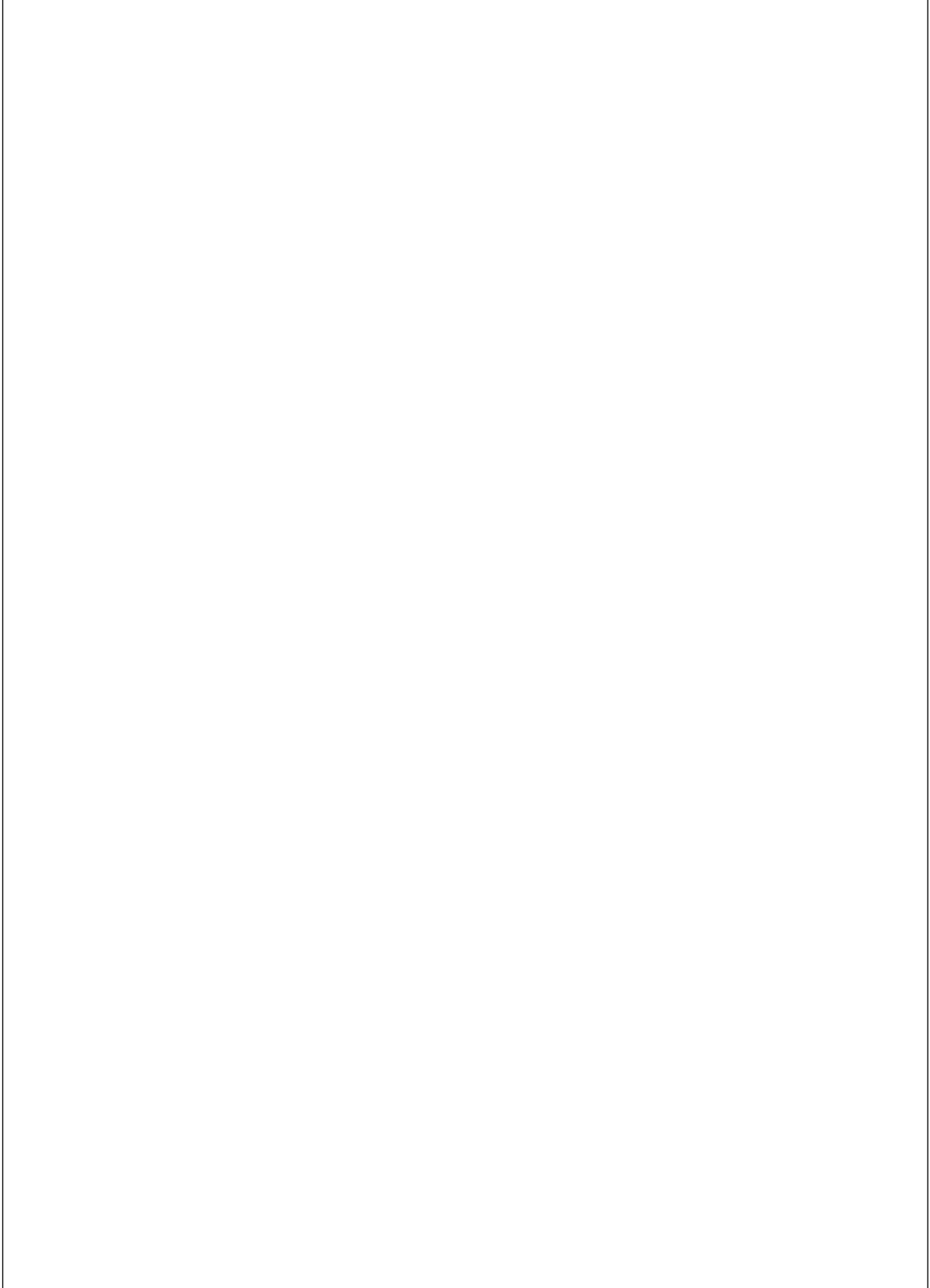
#### 4 調査結果（六角チャート）

複数の班が調査したときは、調査結果は代表して一つの班の結果を記入してください。



## 水辺環境調査の活動写真

【注】 県ホームページや県作成のパンフレットに掲載可能なもの



様式第5（第6条関係）

水辺環境調査指導者登録簿

登録 番号	氏名	フリガナ	派遣地域	登録 年月日	研修受講 年月日

様式第6（第8条関係）

宮崎県環境管理課 行き

[ E-mail kankyokanri@pref.miyazaki.lg.jp ]

水辺環境調査指導者登録申請書

フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日（ 歳）								
現住所	〒	連絡先 （自宅）	電話： FAX： E-mail：								
勤務先	勤務先名称										
	〒	連絡先 （勤務先）	電話： FAX： E-mail：								
派遣可能 地区 （○で囲んで ください。 複数選択可）	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%; text-align:center;">県内全域</td> <td style="width:50%; text-align:center;">延岡・西臼杵郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">日向・東臼杵郡</td> <td style="text-align:center;">宮崎・東諸県郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">西都・児湯郡</td> <td style="text-align:center;">都城・北諸県郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">小林・えびの・西諸県郡</td> <td style="text-align:center;">日南・串間</td> </tr> </table>			県内全域	延岡・西臼杵郡	日向・東臼杵郡	宮崎・東諸県郡	西都・児湯郡	都城・北諸県郡	小林・えびの・西諸県郡	日南・串間
県内全域	延岡・西臼杵郡										
日向・東臼杵郡	宮崎・東諸県郡										
西都・児湯郡	都城・北諸県郡										
小林・えびの・西諸県郡	日南・串間										
略歴 （環境保全活 動歴を含む）											
<p>上記により、水辺環境調査指導者として登録を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align:center;">年 月 日</p> <p style="text-align:right;">氏名</p> <p>宮崎県知事 殿</p>											

様式第7（第9条関係）

85mm	
第 号	<b>水辺環境調査指導者登録証</b>
氏 名	
年 月 日	登録
年 月 日	日まで有効
上記の者は、水辺環境調査実施要綱及び水辺環境調査実施要領 に基づく水辺環境調査指導者研修を修了し、指導者として登録簿 に登録した者であることを証します。	
年 月 日	宮崎県知事 <span style="float: right;">印</span>
53mm	

様式第 8 (第 10 条関係)

年 月 日

水辺環境指導者  
( 氏 名 ) 様

宮崎県環境管理課  
( 公 印 省 略 )

水辺環境調査指導者の派遣依頼書

水辺環境調査実施要領第 10 条により、あなたを以下の水辺環境調査に指導者として派遣したいので、依頼します。

つきましては、引き受けていただける場合は、添付の様式第 9 に御記名の上、環境管理課宛てにメール又はファクシミリにて御回答ください。

団体名		参加者数 (指導者・引率者除く)	名
責任者		責任者 連絡先	
調査予定河川名 及び場所 (市町村名)	河川名 場所 (市町村名)		
調査予定日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分		

様式第9（第10条関係）

宮崎県環境管理課 行き

[ E-mail kankyokanri@pref.miyazaki.lg.jp ]

水辺環境調査指導者の派遣依頼承諾書

団体名		参加者数 (指導者・引率者除く)	名												
責任者		責任者 連絡先													
調査予定河川名 及び場所（市町村名）	河川名 場所（市町村名）														
調査予定日時	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分</td> <td style="text-align: center;">分</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">～</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分</td> <td style="text-align: center;">分</td> </tr> </table>			年	月	日	時	分	分	～			時	分	分
年	月	日													
時	分	分													
～															
時	分	分													
<p>上記水辺環境調査の指導者を引き受けます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">指導者 氏名</p> <p>宮崎県知事 殿</p>															

様式第 10 (第 12 条関係)

宮崎県環境管理課 行き

所属名 (保健所・市町村名、課名) : \_\_\_\_\_

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_

水辺環境調査指導者育成研修

参加者名簿

係・担当名	職 名	氏 名	備考



様式第 11 (第 12 条関係)

宮崎県環境管理課 行き

( FAX 0985-38-6210  
E-mail kankyokanri@pref.miyazaki.lg.jp )

(送付票は不要です。)

小学校等教諭向け水辺環境調査指導者育成研修  
参加申込書

学校名	
参加者氏名	
電話番号 (参加者と連絡が取れるもの)	
備考	

様式第 12 (第 13 条関係)

宮崎県環境管理課 行き

( FAX 0985-38-6210  
E-mail kankyokanri@pref.miyazaki.lg.jp )

(送付票は不要です。)

水辺環境調査指導者育成研修  
参加申込書

フリガナ 氏 名		
住 所	〒	
連絡先	電話 :	
	E-mail :	
指導者登録の希望 (いずれかに「○」を記入)	希望する	希望しない